

(掲示)

ワイドスター通信サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																				
<p>(目次)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ワイドスター契約 第4条の2 契約の種別 第5条～第16条 (略)</p> <p>第4章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="359 1016 1302 1625"><thead><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～7 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8 第1種契約</td><td>当社から第1種ワイドスター(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)に規定するものをいいます。以下同じとします。)の提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>9 第1種契約者</td><td>当社と第1種契約を締結している者</td></tr><tr><td>10 第2種契約</td><td>当社から第2種ワイドスター(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)に規定するものをいいます。以下同じとします。)の提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>11 第2種契約者</td><td>当社と第2種契約を締結している者</td></tr><tr><td>12～26 (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 ワイドスター契約 (契約の種別)</p> <p>第4条の2 ワイドスター契約には、次の種別があります。</p> <p>(1) 第1種契約 (2) 第2種契約</p> <p>第5条～第9条 (略)</p>	用語	用語の意味	1～7 (略)	(略)	8 第1種契約	当社から第1種ワイドスター(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)に規定するものをいいます。以下同じとします。)の提供を受けるための契約	9 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者	10 第2種契約	当社から第2種ワイドスター(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)に規定するものをいいます。以下同じとします。)の提供を受けるための契約	11 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者	12～26 (略)	(略)	<p>(目次)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ワイドスター契約</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p>第4章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1543 1016 2487 1625"><thead><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～7 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>9～22 (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 ワイドスター契約</p> <p>第5条～第9条 (略)</p>	用語	用語の意味	1～7 (略)	(略)	9～22 (略)	(略)
用語	用語の意味																				
1～7 (略)	(略)																				
8 第1種契約	当社から第1種ワイドスター(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)に規定するものをいいます。以下同じとします。)の提供を受けるための契約																				
9 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者																				
10 第2種契約	当社から第2種ワイドスター(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)に規定するものをいいます。以下同じとします。)の提供を受けるための契約																				
11 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者																				
12～26 (略)	(略)																				
用語	用語の意味																				
1～7 (略)	(略)																				
9～22 (略)	(略)																				

(帯域占有利用)

第10条 契約者は、当社が別に定める方法により、そのワイドスター通信サービスの契約者回線と衛星局との間の通信について、当社が指定した帯域を占有して行うこと（以下「帯域占有利用」といいます。）ができます。

2 (略)

3 当社は、前項に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。

(1) (略)

(2) その帯域占有グループに係る契約者回線の基本使用料の料金種別が、タイプリミットであるとき。

(3)～(4) (略)

4 (略)

5 当社は、帯域占有利用を行うワイドスター通信サービスについて、契約者から帯域占有利用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、帯域占有利用を廃止します。

(1) 名義変更があったとき。

(2) 利用休止があったとき。

(3) 契約の解除があったとき。

(4) 利用停止があったとき。

(5) 第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

第11条～第16条 (略)

第4章 (略)

第5章 ワイドスターカードの貸与等

第1節 (略)

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第21条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社のワイドスター通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、契約事務を行うワイドスター通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。

(2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

3～5 (略)

第22条 (略)

(帯域占有利用)

第10条 契約者は、当社が別に定める方法により、そのワイドスター通信サービスの契約者回線と衛星局との間の通信について、当社が指定した帯域を占有して行うこと（以下「帯域占有利用」といいます。）ができます。

2 (略)

3 当社は、前項に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。

(1) (略)

(2)～(3) (略)

4 (略)

5 当社は、契約者からの申出によるほか、ワイドスター通信サービスの利用休止、名義変更、契約の解除、又は利用停止があったときは、その契約者回線に係る帯域占有利用を廃止します。

第11条～第16条 (略)

第4章 (略)

第5章 ワイドスターカードの貸与等

第1節 (略)

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第21条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社のワイドスター通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、契約事務を行うワイドスター通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

3～5 (略)

第22条 (略)

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第23条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2～3 (略)

第24条 (略)

## 第6章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第25条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、無線設備規則に適合しているもの及び当社のワイドスター通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うワイドスター通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

- (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

## 第7章～第12章 (略)

### 第13章 その他のサービス

#### 第1節～第3節 (略)

#### 第4節 支払証明書等の発行

(支払証明書等の発行)

第74条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのワイドスター通信サービス及びその他のサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 (略)

3 当社は、契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、そのワイドスター通信サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1)～(4) (略)

(5) 第2種ワイドスターの移動無線装置を設置している船舶等の名称

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第23条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

2～3 (略)

第24条 (略)

## 第6章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第25条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社のワイドスター通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うワイドスター通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

- (1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

## 第7章～第12章 (略)

### 第13章 その他のサービス

#### 第1節～第3節 (略)

#### 第4節 支払証明書等の発行

(支払証明書等の発行)

第74条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのワイドスター通信サービス及びその他のサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 (略)

3 当社は、契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、そのワイドスター通信サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1)～(4) (略)

4 (略)

第5節 (略)

料金表

通則

1～14 (略)

(注) (略)

第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) ワイドスター通信サービスの種類等	ワイドスター通信サービスには、次の種類があります。	
	第1種ワイドスター	第2種ワイドスター以外のもの
	第2種ワイドスター	主として船舶その他海上を移動するものに設置された移動無線装置との間に電気通信回線を設置して提供するワイドスター通信サービス

(2) ワイドスター通信サービスの基本使用料の適用

ア ワイドスター通信サービスの基本使用料には、次の料金種別があります。

区分	基本使用料の料金種別
第1種ワイドスター	タイプL
	タイプM
	タイプリミット
第2種ワイドスター	タイプL
	タイプM
	タイプリミット

イ (略)

ウ イの規定にかかわらず、別表2(付加機能)に定める自動着信転送機能の提供を受けているときは、タイプリミットを選択できません。

エ タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額(通信の利用に関する限度となる額をいいます。以下この欄において同じとします。)をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金の概算額(当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この欄において同じとします。)が利用限度額を超えたこ

4 (略)

第5節 (略)

料金表

通則

1～14 (略)

(注) (略)

第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) ワイドスター通信サービスの基本使用料の適用

ア ワイドスター通信サービスの基本使用料には、タイプL又はタイプMの料金種別があります。

イ (略)

	<p>とを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのワイドスター通信サービスに係る通信をできないようにすることができます。</p> <p>ただし、通話モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更に係る通信等については、この限りではありません。</p> <p>オ 利用限度額に係る設定方法については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>カ タイプリミットを選択している契約者は、エの規定によりあらかじめ設定した利用限度額を、当社が別に定める方法によりその料金月において増額することができます。</p> <p>キ (略)</p>
(3) (略)	(略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (カッコ内は税込額)
第1種ワイドスター	タイプL	15,000円 (15,750円)
	タイプM	4,900円 (5,145円)
	タイプリミット	15,500円 (16,275円)
第2種ワイドスター	タイプL	15,000円 (15,750円)
	タイプM	4,900円 (5,145円)
	タイプリミット	15,500円 (16,275円)

第2 (略)

第3 通信料  
1 適用

通 信 料 の 適 用		
(1) ~ (2) (略)	(略)	
(3) 通信の付加サービスに関する料金の適用	ア 通信の付加サービスには、料金着信払通信があります。	
	種 類	内 容
	(ア) 通話相手指定	契約者回線等への通話について、発信者の請求により、通話の相手を指定して行うサービス
	(イ) 料金着	(略)

	ウ (略)
(2) (略)	(略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (カッコ内は税込額)
タイプL		15,000円 (15,750円)
タイプM		4,900円 (5,145円)

第2 (略)

第3 通信料  
1 適用

通 信 料 の 適 用		
(1) ~ (2) (略)	(略)	
(3) 通信の付加サービスに関する料金の適用	ア 通信の付加サービスには、料金着信払通信があります。	
	種 類	内 容
	料金着信払	(略)

信払通信

イ 通話相手指定を利用して行う通話に関する料金は、その通信料に2（料金額）に定める通話相手指定取扱料を加算したものとします。  
ウ～エ （略）

(4) 特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用

ア 特定電話番号への通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、ワイドスター通信サービスに係る契約者回線（帯域占有利用に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）からの特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社が提供するワイドスター通信サービス若しくはFOMAサービスの契約者識別番号等、電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額	定額料（月額）
（ア）当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMA、ホームU、電話サービス（国際電話サービスを除きます。）、専用回線等接続サービス（第8種接続装置に係るものに限ります。）又は回線卸FOMA（卸FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	（略）	（略）

通信

イ～ウ （略）

(4) 特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用

ア 特定電話番号への通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、ワイドスター通信サービスに係る契約者回線（帯域占有利用に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）からの特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社が提供するワイドスター通信サービス若しくはFOMAサービスの契約者識別番号等、電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額	定額料（月額）
（ア）当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMA、ホームU、電話サービス（国際電話サービスを除きます。）、ローミング（EMOBILE向けローミングサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、専用回線等接続サービス（第8種接続装置に係るものに限ります。）又は回線卸FOMA（卸FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等（当社が別に定めるもの	（略）	（略）

	(イ) (略)	(略)																					
	イ～サ (略)																						
(5)～(6) (略)	(略)																						
(7) ワイドスター通信サービスに係る通信料の適用	<p>ア ワイドスター通信サービスに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプL</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>タイプM</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>タイプリミット</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略) (注) (略)</p>					基本使用料の料金種別	控除可能額	タイプL	2,000円	タイプM	1,000円	タイプリミット	2,000円										
基本使用料の料金種別	控除可能額																						
タイプL	2,000円																						
タイプM	1,000円																						
タイプリミット	2,000円																						
(8) (略)	(略)																						
(9) 列車公衆電話の電話機等との間の通信の料金の適用	<p>ワイドスター通信サービスの契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">料金種別</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> <tr> <th colspan="4">次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>土曜日・ 日曜日・ 祝日</th> <th>夜間</th> <th>深夜・ 早朝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイドスター通信料</td> <td style="text-align: center;">14秒</td> <td style="text-align: center;">26秒</td> <td style="text-align: center;">26秒</td> <td style="text-align: center;">28秒</td> </tr> </tbody> </table>					料金種別	料 金 額				次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)				昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝	ワイドスター通信料	14秒	26秒	26秒	28秒
料金種別	料 金 額																						
	次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)																						
	昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝																			
ワイドスター通信料	14秒	26秒	26秒	28秒																			

		を除きます。)への通信																					
	(イ) (略)	(略)																					
	イ～サ (略)																						
(5)～(6) (略)	(略)																						
(7) ワイドスター通信サービスに係る通信料の適用	<p>ア ワイドスター通信サービスに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプL</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>タイプM</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略) (注) (略)</p>					基本使用料の料金種別	控除可能額	タイプL	2,000円	タイプM	1,000円												
基本使用料の料金種別	控除可能額																						
タイプL	2,000円																						
タイプM	1,000円																						
(8) (略)	(略)																						
(9) 列車公衆電話の電話機等との間の通信の料金の適用	<p>ワイドスター通信サービスの契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">料金種別</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> <tr> <th colspan="4">次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>土曜日・ 日曜日・ 祝日</th> <th>夜間</th> <th>深夜・ 早朝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイドスター通信料</td> <td style="text-align: center;">14秒</td> <td style="text-align: center;">26秒</td> <td style="text-align: center;">26秒</td> <td style="text-align: center;">28秒</td> </tr> </tbody> </table>					料金種別	料 金 額				次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)				昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝	ワイドスター通信料	14秒	26秒	26秒	28秒
料金種別	料 金 額																						
	次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)																						
	昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝																			
ワイドスター通信料	14秒	26秒	26秒	28秒																			

	第2種ワイドスター	13秒	24秒	24秒	26秒
(注) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。					
(10)～(12) (略)	(略)				

2 料金額

- 2-1 通話モードに係るもの  
 2-1-1 2-1-2以外のもの  
 (1) ダイヤル通話に係るもの

料金種別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ワイドスター通信料	タイプL	45円 (47.25円)	
	タイプM	90円 (94.5円)	
	タイプリミット	45円 (47.25円)	

(2) (略)

- 2-1-2 相互接続通信に係るもの

- (1) (2) 以外のもの  
 ア ダイヤル通話に係るもの  
 (ア) (略)  
 (イ) 契約者回線等への通信に係るもの  
 ① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)			
		昼 間		夜 間	深夜・早朝
土曜日・日曜日・祝日					
ワイドスター通信料	第1種ワイドスターへの通信	10秒	17秒	17秒	25秒
	第2種ワイドスターへの通信	6.5秒	12秒	12秒	13秒

②当社が別に定める協定事業者が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		次の秒数までごとに税込額10円		
		昼 間	夜 間	深夜・早朝

(注) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。					
(10)～(12) (略)	(略)				

2 料金額

- 2-1 通話モードに係るもの  
 2-1-1 2-1-2以外のもの  
 (1) ダイヤル通話に係るもの

料金種別		料 金 額	
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ワイドスター通信料	タイプL	45円 (47.25円)	
	タイプM	90円 (94.5円)	

(2) (略)

- 2-1-2 相互接続通信に係るもの

- (1) (2) 以外のもの  
 ア ダイヤル通話に係るもの  
 (ア) (略)  
 (イ) 契約者回線等への通信に係るもの  
 ① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額10.5円)			
		昼 間		夜 間	深夜・早朝
土曜日・日曜日・祝日					
ワイドスター通信料		10秒	17秒	17秒	25秒

②当社が別に定める協定事業者が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		次の秒数までごとに税込額10円		
		昼 間	夜 間	深夜・早朝

			土曜日・日曜日・祝日		
ワイドスター通信料	第1種ワイドスターへの通信	8秒	15秒	15秒	18.5秒
	第2種ワイドスターへの通信	6.5秒	12秒	12秒	13秒

イ (略)

(2) KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通話に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通話と合わせて次のア又はイの規定により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

ア イ以外のもの

料金種別	料 金 額			
	ダイヤル通話			
	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額10.5円）			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
ワイドスター通信料	5.5秒	10秒	10秒	12.5秒

イ タイプMのワイドスターからのダイヤル通話に係るもの

料金種別	料 金 額
ワイドスター通信料	(1) に規定する料金額に2.0 を乗じて得た額

2-2~2-3 (略)

第4~第5 (略)

第2表~第5表 (略)

別表1~別表8 (略)

附 則（平成22年7月26日経企第510号）

この改正規定は、平成22年8月3日から実施します。

ただし、この改正規定中、第5章（ワイドスターカードの貸与等）及び第6章（自営電気通信設備の接続等）に関する部分については、8月1日から実施します。

			土曜日・日曜日・祝日		
ワイドスター通信料		8秒	15秒	15秒	18.5秒

イ (略)

(2) KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通話に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通話と合わせて次の(1)又は(2)の規定により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別	料 金 額			
	ダイヤル通話			
	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額10.5円）			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
ワイドスター通信料	5.5秒	10秒	10秒	12.5秒

2-2~2-3 (略)

第4~第5 (略)

第2表~第5表 (略)

別表1~別表8 (略)

(掲示)

F O M A サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 FOMAカードの貸与等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 自営端末設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第50条の2 FOMA契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。)様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合していることが確認できるもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、契約事務を行うFOMAサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。</p> <p>(2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</p> <p>(3) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第50条の3 (略)</p> <p>(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)</p> <p>第50条の4 FOMA契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備(移動無線装置に限り、)以下この条及び次条において同じとします。について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第50条の5 (略)</p>	<p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 FOMAカードの貸与等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 自営端末設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第50条の2 FOMA契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの又は当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、契約事務を行うFOMAサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</p> <p>(2) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第50条の3 (略)</p> <p>(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)</p> <p>第50条の4 FOMA契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備(移動無線装置に限り、)以下この条及び次条において同じとします。について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第50条の5 (略)</p>

第6章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第50条の6 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、無線設備規則に適合しているもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うFOMAサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

- (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～6 (略)

第50条の7～第50条の9 (略)

第8章～第14章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)  
(注) (略)

第1表

第1 基本使用料  
1 適用

(1) FOMAの基本使用料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、バリュープランの選択については、FOMAサービス取扱所において当社が定める端末設備をFOMA契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった1のFOMAにおいて、選択することができます。</p> <p>ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更については、この限りではありません。</p> <p>エ ウの規定によるほか、バリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結するときは、そのFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。</p> <p>オ ウ及びエの規定によるほか、当社が定める端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、技術基準適合証明規則様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則に適合していることが確認できるもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）の提示があったときは、そのFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。</p> <p>カ ウからオの規定によるほか、mov aサービスに係る契約を締結している者が、所属FOMAサービス取扱所において、その契約の</p>
-------------------	--

第6章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第50条の6 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの又は当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うFOMAサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

- (1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～6 (略)

第50条の7～第50条の9 (略)

第8章～第14章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)  
(注) (略)

第1表

第1 基本使用料  
1 適用

(1) FOMAの基本使用料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、バリュープランの選択については、FOMAサービス取扱所において当社が定める端末設備をFOMA契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった1のFOMAにおいて、選択することができます。</p> <p>ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更については、この限りではありません。</p> <p>エ ウの規定によるほか、バリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結するときは、そのFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。</p> <p>オ ウ及びエの規定によるほか、mov aサービスに係る契約を締結している者が、所属FOMAサービス取扱所において、その契約の</p>
-------------------	--

	<p>解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、当社が定める端末設備（<u>移動無線装置</u>にあつては、<u>当社が無線局の免許を受けることができるものであつて、技術基準適合証明規則様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則に適合していることが確認できるもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限りま</u>す。）の提示があつたときは、そのFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。</p> <p>キ～ス （略） （注1）～（注3）（略）</p>
(1) の2～(1) の3 （略）	（略）
(2) 総合利用プランの基本使用料の減額適用	<p>ア 当社は、総合利用プランのFOMAの基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の（ア）又は（イ）に定める額を減額します。</p> <p>（ア）（略） （イ）（略）</p> <p>イ～ク （略）</p> <p>ケ FOMAコピキタス契約等又は衛星電話サービス（衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話に係るものに限ります。）、<u>ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターに係るものに限りま</u>す。）若しくはパケット通信サービス（パケット通信サービス契約約款に規定する第2種衛星パケットサービスに係るものを除きます。）に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときのそのFOMAに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があつたその契約を締結した日（その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日）を含む暦月の翌暦月（当該契約を締結した日が暦月の初日となる場合はその暦月とします。）から起算します。</p> <p>コ～シ （略）</p>
(2) の2～(8) （略）	（略）
第2 （略） 第3 通信料 1 適用	
(1) ～(13)の2 （略）	（略）
(14)回線群を単位とする通信料の月極割引の適用	<p>ア 回線群を単位とする通信料の月極割引とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有するこ</p>

	<p>解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、当社が定める端末設備（<u>当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限りま</u>す。）の提示があつたときは、そのFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。</p> <p>カ ウからオの規定によるほか、新たにデータ専用プランに係る契約を締結（<u>当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きま</u>す。）する場合であつて、当社が定める端末設備（<u>当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限りま</u>す。）の提示があつたときは、そのFOMAにおいてバリュープランを選択することができます。</p> <p>キ～ス （略） （注1）～（注3）（略）</p>
(1) の2～(1) の3 （略）	（略）
(2) 総合利用プランの基本使用料の減額適用	<p>ア 当社は、総合利用プランのFOMAの基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の（ア）又は（イ）に定める額を減額します。</p> <p>（ア）（略） （イ）（略）</p> <p>イ～ク （略）</p> <p>ケ FOMAコピキタス契約等又は衛星電話サービス（衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話に係るものに限ります。）、<u>ワイドスター通信サービス若しくはパケット通信サービス（パケット通信サービス契約約款に規定する第2種衛星パケットサービスに係るものを除きま</u>す。）に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときのそのFOMAに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があつたその契約を締結した日（その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日）を含む暦月の翌暦月（当該契約を締結した日が暦月の初日となる場合はその暦月とします。）から起算します。</p> <p>コ～シ （略）</p>
(2) の2～(8) （略）	（略）
第2 （略） 第3 通信料 1 適用	
(1) ～(13)の2 （略）	（略）
(14)回線群を単位とする通信料の月極割引の適用	<p>ア 回線群を単位とする通信料の月極割引とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有するこ</p>

	<p>とについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している2以上のFOMA(総合利用プランに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びmova(以下この欄において「一括請求グループ」といいます。)に関する通信(その一括請求グループを構成する全てのFOMA及びmovaからの通信(当社が別に定める通信を除きます。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、回線群を単位とする通信料の月極割引には、通話料いっかつ割引と包括回線割引とがあり、あらかじめいずれかを選択していただきます。</p> <p>ただし、包括回線割引を選択したときは、手数料として1の契約ごとに税抜額 2,000円(税込額 2,100円)の支払いを要します。</p> <p>表(略)</p> <p>イ 通話料いっかつ割引に係る適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 通話料いっかつ割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るFOMA又はmovaのうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1のFOMA又はmova(以下この欄において「一括代表回線」といいます。)を指定していただきます。この場合において、FOMAを一括代表回線に指定しなかったときは、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>(エ) 当社は、(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>① その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>② <u>一括代表回線となるFOMAの基本使用料の料金種別が、タイプシンプルであるとき。</u></p> <p>③ <u>一括代表回線となるFOMAが、共用FOMA(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるものを除きます。)であるとき。</u></p> <p>④ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(オ)～(タ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(14)の2～(25) (略)	

- 2 料金額
- 2-1 通話モードに係るもの
- 2-1-1 2-1-2以外のもの
- (1) (略)
- (2) 衛星電話サービス又はワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの
- ア 衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

	<p>とについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している2以上のFOMA(総合利用プランに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びmova(以下この欄において「一括請求グループ」といいます。)に関する通信(その一括請求グループを構成する全てのFOMA及びmovaからの通信(当社が別に定める通信を除きます。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、回線群を単位とする通信料の月極割引には、通話料いっかつ割引と包括回線割引とがあり、あらかじめいずれかを選択していただきます。</p> <p>ただし、包括回線割引を選択したときは、手数料として1の契約ごとに税抜額 2,000円(税込額 2,100円)の支払いを要します。</p> <p>表(略)</p> <p>イ 通話料いっかつ割引に係る適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 通話料いっかつ割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るFOMA又はmovaのうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1のFOMA(基本使用料の料金種別がタイプシンプルであるもの及び共用FOMA(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるものを除きます。)に係るものを除きます。)又はmova(以下この欄において「一括代表回線」といいます。)を指定していただきます。この場合において、FOMAを一括代表回線に指定しなかったときは、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>(エ) 当社は、(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>① その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>② その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(オ)～(タ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(14)の2～(25) (略)	

- 2 料金額
- 2-1 通話モードに係るもの
- 2-1-1 2-1-2以外のもの
- (1) (略)
- (2) 衛星電話サービス又はワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの
- ア 第1種衛星電話又はワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

るもの  
表(略)  
イ(略)  
2-1-2(略)  
2-2~2-5(略)  
第4~第6(略)  
第2表~第7表(略)  
別表1~別表8(略)  
別表9 国際アウトローミング、国際ショートメッセージ通信又は国際MMS通信に係る外国の電気通信事業者

事業者名、利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分に係るグループ	地 域
(略)	アメリカ合衆国
(略)	
ベライゾン ワイヤレス(Verizon Wireless) :通話(11)、△パケット(A)、SMS、国際SMS、 国際MMS	
(略)	(略)
ウィンド モバイル(WIND Mobile) :△国際SMS	カナダ
(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
セルコム(Cellcom Israel Ltd.) :通話(7)、デジタル(5)、パケット(A)、SMS、 △国際SMS	イスラエル国
(略)	
イデア セルラー(IDEA Cellular Limited) :通話(5)、パケット(A)、SMS、△国際SMS	インド
(略)	
(略)	(略)
(略)	ベトナム社会主義共和国
ビエッテル コーポレーション(VIETTEL Corporation) :通話(3)、△デジタル(3)、パケット(A)、SMS、	

表(略)  
イ(略)  
2-1-2(略)  
2-2~2-5(略)  
第4~第6(略)  
第2表~第7表(略)  
別表1~別表8(略)  
別表9 国際アウトローミング、国際ショートメッセージ通信又は国際MMS通信に係る外国の電気通信事業者

事業者名、利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分に係るグループ	地 域
(略)	アメリカ合衆国
オールテル コミュニケーションズ (ALLTEL Communications, Inc.) :通話(11)、△パケット(A)、SMS、国際SMS	
(略)	
ベライゾン ワイヤレス(Verizon Wireless) :国際SMS、国際MMS	
(略)	(略)
(略)	カナダ
(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
セルコム(Cellcom Israel Ltd.) :通話(7)、デジタル(5)、パケット(A)、SMS	イスラエル国
(略)	
イデア セルラー(IDEA Cellular Limited) :通話(5)、△パケット(A)、SMS、△国際SMS	インド
(略)	
(略)	(略)
(略)	ベトナム社会主義共和国
ビエッテル コーポレーション(VIETTEL Corporation) :通話(3)、パケット(A)、SMS、国際SMS	

	国際SMS	
	◆ベトナム テレコム サービス (Vietnam Telecom Services Company) :通話(3)、パケット(A)、SMS、国際SMS	
	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	マカオ
	◆ハチソン テレフォン(マカオ) (Hutchison Telephone (Macau) Company Limited) :通話(2)、デジタル(1)、パケット(A)、SMS、 国際SMS、国際MMS	
	(略)	(略)
	ラオ テレコミュニケーションズ(Lao Telecommunications,) :通話(6)、△パケット(A)、SMS、△国際SMS	ラオス人民民主共和国
	モバイル インテリウム カンパニー ワン (Mobile Interim Company 1 SAL) :通話(6)、パケット(A)、SMS	レバノン共和国
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
	(略)	パプアニューギニア
	ブラック ドルフィン リミテド(BLACK DOLPHIN Limited) :通話(10)、△パケット(A)、SMS、△国際SMS	
	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アイエムシー アイランド 바이キング ワイヤレス (IMC Island ehf. d/b/a Viking Wireless,) :△国際SMS	アイスランド共和国
	(略)	
	(略)	(略)
	ケイ テレコム(K Telecom CJSC) :通話(13)、パケット(A)、SMS、△国際SMS	アルメニア共和国
	(略)	(略)
	ユニテル (Unitel LLC) :通話(7)、パケット(A)、SMS、△国際SMS	ウズベキスタン共和国
	(略)	(略)
	エプリシング エプリウェア	グレートブリテン

	ベトナム テレコム サービス (Vietnam Telecom Services Company) :通話(3)、パケット(A)、SMS、国際SMS	
	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	マカオ
	ハチソン テレフォン(マカオ) (Hutchison Telephone (Macau) Company Limited) :通話(2)、デジタル(1)、パケット(A)、SMS、 国際SMS、国際MMS	
	(略)	(略)
	ラオ テレコミュニケーションズ(Lao Telecommunications,) :通話(6)、SMS、△国際SMS	ラオス人民民主共和国
	モバイル インテリウム カンパニー ワン (Mobile Interim Company 1 SAL) :通話(6)、△パケット(A)、SMS	レバノン共和国
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
	(略)	パプアニューギニア
	ブラック ドルフィン リミテド(BLACK DOLPHIN Limited) :通話(10)、SMS、△国際SMS	
	(略)	(略)
ヨーロッパ地方		アイスランド共和国
	(略)	
	(略)	(略)
	ケイ テレコム(K Telecom CJSC) :通話(13)、パケット(A)、SMS	アルメニア共和国
	(略)	(略)
	ユニテル (Unitel LLC) :通話(7)、パケット(A)、SMS	ウズベキスタン共和国
	(略)	(略)
		グレートブリテン

(Everything Everywhere Limited) :通話(5)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 国際SMS、国際MMS	よび北部アイル ランド連合王国
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
サンマリノ テレコム (San Marino Telecom S.p.A.) :通話(6)、△デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 △国際SMS	サンマリノ共和国
(略)	(略)
スロバク テレコム (Slovak Telekom, a.s.) :通話(5)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 国際SMS	スロバキア共和国
モビテル (Mobitel d.d) :通話(6)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 △国際SMS	スロベニア共和国
(略)	(略)
ティーモバイル チェコ (T-Mobile Czech Republic a.s.,) :通話(6)、パケット(A)、SMS、△国際SMS	チェコ共和国
◆テレフォニカ オーツー チェコ (Telefonica O2 Czech Republic, a.s.) :通話(6)、△デジタル(2)、パケット(B)、SMS、 △国際SMS	
(略)	(略)
(略)	マケドニア旧ユー ゴスラビア共和国
ビップ オペレータ (Vip Operator D00EL) :△通話(6)、△パケット(B)、△SMS、△国際SMS	
(略)	(略)

(略)	よび北部アイル ランド連合王国
(略)	
オレンジ パーソナル コミュニケーションズ サービス (Orange Personal Communications Services Limited) :通話(5)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 国際SMS、△国際MMS	
(略)	
ティーモバイル ユーケー (T-Mobile UK) :通話(5)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 国際SMS、国際MMS	
(略)	
(略)	(略)
サンマリノ テレコム (San Marino Telecom S.p.A.,) :通話(6)、パケット(A)、SMS、△国際SMS	サンマリノ共和国
(略)	(略)
ティーモバイル スロベンスコ (T-Mobile Slovensko, a.s.) :通話(5)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS、 国際SMS	スロバキア共和国
モビテル (Mobitel d.d) :通話(6)、デジタル(2)、パケット(A)、SMS	スロベニア共和国
(略)	(略)
ティーモバイル チェコ (T-Mobile Czech Republic a.s.,) :通話(6)、パケット(A)、SMS	チェコ共和国
◆テレフォニカ オーツー チェコ (Telefonica O2 Czech Republic, a.s.) :通話(6)、△デジタル(2)、パケット(B)、SMS	
(略)	(略)
(略)	マケドニア旧ユー ゴスラビア共和国
ビップ オペレータ (Vip Operator D00EL) :△通話(6)、△SMS、△国際SMS	
(略)	(略)

アフリカ地方	(略)	(略)
	(略)	エジプト・アラブ共和国
	エティサラット ミスル (Etisalat Misr) ：通話(6)、パケット(A)、SMS	
	(略)	(略)
	スダニーズ モバイル テレフォン (SUDANESE MOBILE TELEPHONE CO. LTD) ：通話(6)、パケット(A)、SMS	スーダン共和国
	イティサラット アル マグリブ (ITISSALAT AL MAGHRIB S.A) ：通話(6)、△デジタル(5)、パケット(A)、SMS、 △国際SMS	モロッコ王国
(略)		
(略)	(略)	
備考 1～3 (略)		

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成22年9月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

- 1 (略)
- 2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	オーストラリア(3)、グアム(1)、ニュージーランド(3)
ヨーロッパ地方	△アイスランド(3)、△アイルランド(3)、△アンドラ(3)、イギリス(3)、イタリア(3)、エストニア(3)、オーストリア(3)、オランダ(3)、△キプロス(3)、ギリシャ(3)、クロアチア(3)、△コソボ(3)、△サンマリノ(3)、スイス(3)、スウェーデン(3)、スペイン(3)、スロバキア(3)、スロベニア(3)、△タジキスタン共和国(2)、△チェコ(3)、△デンマーク(3)、ドイツ(3)、△トルコ(3)、ノルウェー(3)、ハンガリー(3)、フランス(3)、フィンランド(3)、ブルガリア(3)、ベルギー(3)、ポーランド(3)、ポルトガル(3)、△マルタ(3)、△モンテネグロ(3)、△ラトビア(3)、ルーマニア(3)、ルクセンブルク(3)、△ロシア(1)

アフリカ地方	(略)	(略)
	(略)	エジプト・アラブ共和国
	エティサラット ミスル (Etisalat Misr) ：△通話(6)、△パケット(A)、△SMS	
	(略)	(略)
	スダニーズ モバイル テレフォン (SUDANESE MOBILE TELEPHONE CO. LTD) ：通話(6)、△パケット(A)、SMS	スーダン共和国
	イティサラット アル マグリブ (ITISSALAT AL MAGHRIB S.A) ：通話(6)、パケット(A)、SMS、△国際SMS	モロッコ王国
(略)		
(略)	(略)	
備考 1～3 (略)		

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成22年8月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

- 1 (略)
- 2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	オーストラリア(3)、グアム(1)、ニュージーランド(3)
ヨーロッパ地方	△アイスランド(3)、△アイルランド(3)、△アンドラ(3)、イギリス(3)、イタリア(3)、エストニア(3)、オーストリア(3)、オランダ(3)、△キプロス(3)、ギリシャ(3)、クロアチア(3)、△コソボ(3)、スイス(3)、スウェーデン(3)、スペイン(3)、スロバキア(3)、スロベニア(3)、△タジキスタン共和国(2)、△チェコ(3)、△デンマーク(3)、ドイツ(3)、△トルコ(3)、ノルウェー(3)、ハンガリー(3)、フランス(3)、フィンランド(3)、ブルガリア(3)、ベルギー(3)、ポーランド(3)、ポルトガル(3)、△マルタ(3)、△モンテネグロ(3)、△ラトビア(3)、ルーマニア(3)、ルクセンブルク(3)、△ロシア(1)

アフリカ地方	エジプト（3）、△チュニジア（3）、△南アフリカ（3）、 モーリシャス（1）、△モロッコ（2）
--------	--

（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成22年9月30日までの間に  
おいて取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット  
等を利用してそのことを掲示します。

附 則（平成22年7月26日経企第510号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、ワイドスター通信サービスに関する部分については、8月3日  
から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項第10号を次のように改めます。  
(10) FOMAデータプラン22に係る名義変更、携帯電話番号ポータビリティに関する提供  
条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、  
自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13  
章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとしま  
す。
- 4 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項を次のように改めます。  
(1) 第2号のアの（ア）の①のBのa中、「第1種衛星電話又はワイドスター通信サービ  
ス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話又はワイドスター通信  
サービス契約約款に規定する第1種ワイドスター」に改めます。  
(2) 第8号を次のように改めます。  
(8) 旧プランFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設  
備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設  
備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に  
係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。  
ただし、ホームUについてはこの限りではありません。
- 5 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第7号を次のように改めます。  
(7) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自  
営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気  
通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑  
則）に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダードに係るF O  
M Aの場合に準じるものとします。
- 6 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項を次のように改めます。  
(1) 第2号のアの（ア）の①のBのa中、「第1種衛星電話又はワイドスター通信サービ  
ス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第1種衛星電話又はワイドスター通信  
サービス契約約款に規定する第1種ワイドスター」に改めます。  
(2) 第6号を次のように改めます。  
(6) ファミリーワイド等のFOMAに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条  
件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、  
自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第  
13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じるものと

アフリカ地方	エジプト（3）、△チュニジア（3）、△南アフリカ（3）、 モーリシャス（1）
--------	---

（注）取扱地域に△印が付されているものについては、平成22年8月31日までの間に  
おいて取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット  
等を利用してそのことを掲示します。

(掲示)

m o v a サービス契約約款の一部改正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>附 則（平成22年 7月26日経企第510 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成22年 8月 1日から実施します。 ただし、この附則中、ワイドスター通信サービスに関する部分については、8月 3日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったm o v aサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 377号、 378号（平成11年11月26日）の附則第 6 項を次のように改めます。 6 ドニーチョに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件は、改正後の規定におけるm o v aの場合に準じるものとします</p> <p>4 経企第 207号、 208号（平成14年10月28日）の附則第 6 項第 4 号を次のように改めます。 (4) グループ内番号サービスに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続及び端末設備の提供条件については、改正後の規定におけるm o v aの場合に準ずるものとします。</p> <p>5 経企第1843号（平成17年 3月25日）の附則第 3 項を次のように改めます。 (1) 第 1 号のアの（イ）中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第 2 種衛星電話」を「衛星電話サービス契約約款に規定する第 2 種衛星電話及びワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 2 種ワイドスター」に改めます。 (2) 第11号を次のように改めます。 (11) プリペイド携帯電話に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件は、改正後の規定におけるm o v aの場合に準じるものとします。</p> <p>6 経企第 848号（平成17年10月25日）の附則第 3 項を次のように改めます。 (1) 第 2 号のアの（ア）の②のA中、「ワイドスター通信サービス」を、「ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1 種ワイドスター」に改めます。 (2) 第 2 号のアの（ア）の②のB中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第 2 種衛星電話」を「衛星電話サービス契約約款に規定する第 2 種衛星電話及びワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 2 種ワイドスター」に改めます。 (3) 第 6 号を次のように改めます。 (6) 旧プランm o v aに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件及び約款第12章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるm o v aの場合に準じるものとします。</p> <p>7 経企第 873号（平成20年10月24日）の附則第 3 項を次のように改めます。 (1) 第 4 号のアの（ア）の②のA中、「ワイドスター通信サービス」を、「ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1 種ワイドスター」に改めます。 (2) 第 4 号のアの（ア）の②のB中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第 2 種衛星電話」を「衛星電話サービス契約約款に規定する第 2 種衛星電話及びワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 2 種ワイドスター」に改めます。 (3) 第 4 号のイの（ウ）の表中、「専用回線等接続サービス（第 8 種接続装置に係るものに限ります。）、ローミング（E M O B I L E 向けローミングサービス契約約款に規定するも</p>	

のをいいます。)」を「専用回線等接続サービス（第8種接続装置に係るものに限ります。）」に改めます。

(4) 第10号を次のように改めます。

(10) movaに係る名義変更、定期契約の満了に伴う契約の更新、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件料金情報通知、電気通信事業者への情報の通知、有料情報サービス等の利用、ケータイ払い及び協定事業者が提供する電報サービスの利用等に関する提供条件は、改正後のFOMAの場合に準じて取り扱います

(掲示)

衛星電話サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 自営端末設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第50条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合していることが確認できるもの及び当社の衛星電話サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、所属衛星電話サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表2の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。</p> <p>(2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</p> <p>(3) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第51条～第52条 (略)</p> <p>(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)</p> <p>第53条 衛星電話契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>第6章 自営電気通信設備の接続等</p>	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 自営端末設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第50条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの又は当社の衛星電話サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、所属衛星電話サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表2の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</p> <p>(2) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第51条～第52条 (略)</p> <p>(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)</p> <p>第53条 衛星電話契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>第6章 自営電気通信設備の接続等</p>

(自営電気通信設備の接続)

第55条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、無線設備規則に適合しているもの及び当社の衛星電話サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、当社所定の書面により所属衛星電話サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

(2) その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～7 (略)

第56条～第59条 (略)

第7章～第13章 (略)

料金表

通則

1～16 (略)

第1表

第1～第2 (略)

第3 通話料

1 適用

(1)～(4) (略)	(略)						
(5) 特定電話番号への通話料の月極割引(ゆうゆうコール)の適用	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(第1種契約者があらかじめ指定した当社が提供する電話サービス(国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。)の電話番号等、FOMAサービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線等へのダイヤル通話(当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通話に係る料金等ダイヤル通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 引 額</th> <th>定額料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)当社が提供する電</td> <td>その通話に関</td> <td>税抜額 180円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	定額料(月額)	(ア)当社が提供する電	その通話に関	税抜額 180円
区 分	割 引 額	定額料(月額)					
(ア)当社が提供する電	その通話に関	税抜額 180円					

(自営電気通信設備の接続)

第55条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの又は当社の衛星電話サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、当社所定の書面により所属衛星電話サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～7 (略)

第56条～第59条 (略)

第7章～第13章 (略)

料金表

通則

1～16 (略)

第1表

第1～第2 (略)

第3 通話料

1 適用

(1)～(4) (略)	(略)						
(5) 特定電話番号への通話料の月極割引(ゆうゆうコール)の適用	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(第1種契約者があらかじめ指定した当社が提供する電話サービス(国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。)の電話番号等、FOMAサービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線等へのダイヤル通話(当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通話に係る料金等ダイヤル通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 引 額</th> <th>定額料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)当社が提供する電</td> <td>その通話に関</td> <td>税抜額 180円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	定額料(月額)	(ア)当社が提供する電	その通話に関	税抜額 180円
区 分	割 引 額	定額料(月額)					
(ア)当社が提供する電	その通話に関	税抜額 180円					

	話サービス（国際電話サービスを除きます。）、FOMAサービス又は回線卸FOMA（卸FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等への通話	する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	（税込額 189円）
	（イ）（ア）以外の通話	その通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	
イ～サ （略）			

(6) 削除

2 料金表

2-1 (略)

2-2 相互接続通話に係るもの

2-2-1～2-2-2 (略)

2-2-3 携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス等、FOMAサービス若しくは回線卸FOMAの契約者回線等又は公衆電話の電話機等への通話に係るもの

(1)～(2) (略)

2-2-4～2-2-6 (略)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則（平成22年7月26日経企第510号）  
この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

	話サービス（国際電話サービスを除きます。）、FOMAサービス、ローミング（EMOBILE向けローミングサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又は回線卸FOMA（卸FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等への通話	する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	（税込額 189円）
	（イ）（ア）以外の通話	その通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	
イ～サ （略）			

(6) 削除

2 料金表

2-1 (略)

2-2 相互接続通話に係るもの

2-2-1～2-2-2 (略)

2-2-3 携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス等、FOMAサービス、ローミング若しくは回線卸FOMAの契約者回線等又は公衆電話の電話機等への通話に係るもの

(1)～(2) (略)

2-2-4～2-2-6 (略)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表7 (略)

(掲示)

パケット通信サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 自営端末設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第30条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社のパケット通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、契約事務を行うパケット通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。</p> <p>(2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</p> <p>(3) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第30条の2～第31条 (略)</p> <p>(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)</p> <p>第32条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限り、以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第6章 自営電気通信設備の接続等</p>	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 自営端末設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第30条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（当社のパケット通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、契約事務を行うパケット通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</p> <p>(2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第30条の2～第31条 (略)</p> <p>(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)</p> <p>第32条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限り、以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第6章 自営電気通信設備の接続等</p>

(自営電気通信設備の接続)

第34条 契約者は、その契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、無線設備規則に適合しているもの及び当社のパケット通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うパケット通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

(2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～6 (略)

第34条の2～第37条 (略)

第7章～第13章 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

第1表～第3表 (略)

別表1～別表6 (略)

附 則(平成22年7月26日経企第510号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったパケット通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

(その他)

3 経企第142号(平成14年8月20日)の附則第4項中、「(1)から(5)」を「(1)から(6)」へ改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) 自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件については、改正後の規定における衛星パケットの場合に準じるものとします。

(自営電気通信設備の接続)

第34条 契約者は、その契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(当社のパケット通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うパケット通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3～6 (略)

第34条の2～第37条 (略)

第7章～第13章 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

第1表～第3表 (略)

別表1～別表6 (略)

- 4 経企第757号（平成16年8月23日）の附則第2項中、「(1) から(4) 」を「(1) から(5) 」へ改め、第4号を第5号とし、第3号の次に次の一号を加えます。  
(4) 自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件については、改正後の規定における衛星パケットの場合に準じるものとします。
- 5 経企第1843号（平成17年3月25日）の附則第2項中、「(1) から(6) 」を「(1) から(7) 」へ改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の一号を加えます。  
(6) 自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件については、改正後の規定における衛星パケットの場合に準じるものとします。
- 6 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第10号中、「(1) から(9) 」を「(1) から(10) 」へ改め、同号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。  
(10) 自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件については、改正後の規定における衛星パケットの場合に準じるものとします。
- 7 経企第636号（平成20年8月23日）の附則第3項第5号中、「(1) から(4) 」を「(1) から(5) 」へ改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。  
(5) 自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件については、改正後の規定における衛星パケットの場合に準じるものとします。

(掲示)

無線 I P 通信網 サービス 契約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第18条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、<u>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社の無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、</u>）を接続するときは、契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示により当社が別表1の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) <u>その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。</u></p> <p>(2) <u>その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</u></p> <p>(3) <u>その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(自営電気通信設備の接続)</p> <p>第20条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、<u>無線設備規則に適合しているもの及び当社の無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、</u>）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) <u>その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。</u></p> <p>(2) <u>その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</u></p> <p>(3) <u>その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続等</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第18条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、<u>当社の無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、</u>）を接続するときは、契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示により当社が別表1の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) <u>その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</u></p> <p>(2) <u>その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(自営電気通信設備の接続)</p> <p>第20条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、<u>当社の無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、</u>）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) <u>その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。</u></p> <p>(2) <u>その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第21条 (略)</p>

第5章～第7章 (略)

第8章 保守

第37条 (略)

(契約者の維持責任)

第38条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表1に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第39条～第40条 (略)

第9章～第11章 (略)

料金表

通則

1～15 (略)

第1～第7 (略)

別表1～別表4 (略)

附 則（平成22年7月26日経企第510号）  
この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

第5章～第7章 (略)

第8章 保守

第37条 (略)

(契約者の維持責任)

第38条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表1に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第39条～第40条 (略)

第9章～第11章 (略)

料金表

通則

1～15 (略)

第1～第7 (略)

別表1～別表4 (略)

国際電話サービス契約約款の一部改正

〔改正〕		〔現行〕	
第1章～第8章 (略)		第1章～第8章 (略)	
料金表		料金表	
通則		通則	
1～18 (略)		1～18 (略)	
(注) (略)		(注) (略)	
第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)		第1表	
第1 通話料		第1 通話料	
1 適用		1 適用	
(1)～(6) (略)	(略)	(1)～(6) (略)	(略)
(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引 (WORLD CALL いくつか割引) の適用	<p>ア 回線群を単位とする通話料の月極割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求 (その契約者以外の者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している2以上のFOMAサービス (当該契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。)、movaサービス及びワイドスター通信サービス (以下この欄において「一括請求グループ」といいます。)に係る契約者回線からの国際電話サービスに関する通話 (国際ローミング機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の料金 (通話の料金に合算して請求するものを含み、(6)に規定する定期包括割引の適用を受けている通話に関する料金を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るFOMA等のうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1のFOMA等 (以下この欄において「一括代表回線」といいます。)を指定していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 一括代表回線となるFOMAの基本使用料の料金種別が、FOMAサービス契約約款に規定するタイプシンプル</p>	(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引 (WORLD CALL いくつか割引) の適用	<p>ア 回線群を単位とする通話料の月極割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求 (その契約者以外の者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している2以上のFOMAサービス (当該契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。)、movaサービス及びワイドスター通信サービス (帯域占有利用に係るものを除きます。以下この欄において「一括請求グループ」といいます。)に係る契約者回線からの国際電話サービスに関する通話 (国際ローミング機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の料金 (通話の料金に合算して請求するものを含み、(6)に規定する定期包括割引の適用を受けている通話に関する料金を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るFOMA等のうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1のFOMA等 (基本使用料の料金種別がタイプシンプルであるものを除きます。以下この欄において「一括代表回線」といいます。)を指定していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p>

	<p>であるとき。  <u>(ウ)一括代表回線となるワイドスター通信サービスにおいて、ワイドスター通信サービス契約約款に規定する帯域占有利用に係る承諾を受けているとき。</u>  <u>(エ)～(カ) (略)</u>  <u>エ～セ (略)</u></p>
(8) (略)	(略)

2 適用

第2表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	△アイスランド、△アイルランド、△アンドラ、イギリス、エストニア、ポルトガル、イタリア、オーストリア、オランダ、△キプロス、ギリシャ、クロアチア、△サンマリノ共和国、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、△タジキスタン、△チェコ、△デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、△マルタ、△モンテネグロ、△ラトビア、ルーマニア、ルクセンブルク、△ロシア、△トルコ、△コソボ
アフリカ地方	アフリカ	エジプト、△チュニジア、△南アフリカ、モーリシャス、△モロッコ

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成22年9月30日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則 (平成22年7月26日経企第510号)  
この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

	<p>(イ)～(エ) (略)  エ～セ (略)</p>
(8) (略)	(略)

2 適用

第2表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	グアム
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	△アイスランド、△アイルランド、△アンドラ、イギリス、エストニア、ポルトガル、イタリア、オーストリア、オランダ、△キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、△タジキスタン、△チェコ、△デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、△マルタ、△モンテネグロ、△ラトビア、ルーマニア、ルクセンブルク、△ロシア、△トルコ、△コソボ
アフリカ地方	アフリカ	エジプト、△チュニジア、△南アフリカ、モーリシャス

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成22年8月31日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(掲示)

E M O B I L E 向 け ロ ー ミ ン グ サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>附 則 (平成22年 7 月26日 経企第510 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成22年 8 月 3 日から実施します。 (その他)</p> <p>2 経企第367 号 (平成22年 6 月24日) の附則第 4 項第 1 号のアの (ア) の①のBを次のように改めます。 (1) a 中、「第 1 種衛星電話又はワイドスター通信サービス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第 1 種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1 種ワイドスター」に改めます。</p>	